

# 医療法人等の経費の明細書(第2号様式)記載の手引

## 1 計算書の用途等

この計算書は、法人事業税所得割における医療法人等の課税標準額(区分困難な経費)を算定するときに記載し、申告書に添付してください。

原則として(※)第1号様式「総収入金額計(6)」から「総所得金額(1)」を除いた金額が、第2号様式「医療法人等の経費の明細書」における「総額(税務調整後)の合計額」と一致します。

※第6号様式別表5において、地方税独自の税務調整が生じている場合を除きます。

## 2 各欄の記載の仕方と記載例

「総額(税務調整後)」欄には、損益計算書に計上されているすべての経費に、法人税別表(4)における税務調整を反映させた数字を記載してください。

「区分明瞭な経費(社会保険分)」欄には、「総額(税務調整後)」欄のうち、社会保険分として明確に区分されている経費を記載してください。

「区分明瞭な経費(その他分)」欄には、「総額(税務調整後)」欄のうち、その他分として明確に区分されている経費を記載してください。

「共通経費(区分困難な共通経費)」欄には、「総額(税務調整後)」欄のうち、区分明瞭な経費以外の経費を記載してください。

第2号様式

### 医療法人等の経費の明細書

(単位:円)

科目	事業年度 ○年○月○日から △年△月△日まで		法人名		備考
	総額 (税務調整後)	区分明瞭な経費 社会保険分	区分明瞭な経費 その他分	共通経費 (区分困難な共通経費)	
医薬品仕入高	3,402,000			3,402,000	
役員報酬	13,200,000			13,200,000	
給与手当	41,628,000			41,628,000	
賞与	8,900,000			8,900,000	
退職金	6,314,000			6,314,000	
旅費交通費	3,200,000			3,200,000	
通信費	804,000			804,000	
消耗品費	1,020,000			1,020,000	
水道光熱費	5,603,000			5,603,000	
修繕費	1,407,000			1,407,000	
地代家賃	9,208,000			9,208,000	
支払保険料	602,000			602,000	
交際費	3,600,000			3,600,000	税務調整 △400,000
諸会費	255,000			255,000	
租税公課	860,000		423,000	437,000	税務調整 △15,200
減価償却費	1,340,000			1,340,000	
寄附金	85,000			85,000	税務調整 △100,000
管理諸費	309,000			309,000	
雑費	424,000			424,000	
支払利息	88,000			88,000	
固定資産除却損	5,100,000		4,600,000	500,000	
貸倒引当金繰入	40,000			40,000	
給食費	400,000		200,000	200,000	相殺 △100,000
合計	107,789,000	0	5,223,000	102,566,000	

医薬品費、診療材料費等の棚卸し資産については、次の算式で処理した金額を記載してください。  
(期首棚卸高+当期仕入高-期末棚卸高)  
※ただし、重要性の乏しいもので、その買入時又は払出時に費用として処理しているものについては、その金額を記載します。

交際費において、法人税別表(4)の税務調整(例:交際費等の損金不算入)が行われている場合は、決算額から、損金否認額を差し引いた金額を記載します。

租税公課において、法人税別表(4)の税務調整(例:①損金の額に算入した道府県民税等②損金の額に算入した附帯税、加算金等③法人税額から控除される所得税)が行われている場合は、決算額から損金否認額を差し引いた金額を記載します。

寄附金において、法人税別表(4)の税務調整(例:寄附金の損金不算入)が行われている場合は、決算額から損金否認額を差し引いた金額を記載します。

各種引当金(貸倒・退職給付・賞与等)において例乳液がある場合は、収入に計上せず、次の算式で処理した金額を経費欄に記載します。  
(繰入額 - 戻入額)  
※ただし、戻入額が繰入額を超える場合には、差額(マイナス計上)を経費欄に記載します。

租税公課におけるその他分は次の税金となります。  
①事業税

除却損におけるその他分は、次の除却損となります。  
①固定資産②有価証券

給食費におけるその他分は、相殺後の患者外給食材料費等となります。

法人税別表(4)の税務調整や相殺等が行われている場合は記載します。

## 医療法人等の経費の明細書

(単位:円)

	事業 年度	○年 ○月 ○日 から △年 △月 △日 まで	法人名  医療法人 ○○会		
科 目	総 額 (税務調整後)	区分明瞭な経費		共通経費 (区分困難な共通経費)	備 考
		社会保険分	その他分		
医薬品仕入高	3,402,000			3,402,000	
役員報酬	13,200,000			13,200,000	
給与手当	41,628,000			41,628,000	
賞与	8,900,000			8,900,000	
退職金	6,314,000			6,314,000	
旅費交通費	3,200,000			3,200,000	
通信費	804,000			804,000	
消耗品費	1,020,000			1,020,000	
水道光熱費	5,603,000			5,603,000	
修繕費	1,407,000			1,407,000	
地代家賃	9,208,000			9,208,000	
支払保険料	602,000			602,000	
交際費	3,600,000			3,600,000	税務調整 Δ400,000
諸会費	255,000			255,000	
租税公課	860,000		423,000	437,000	税務調整 Δ15,200
減価償却費	1,340,000			1,340,000	
寄附金	85,000			85,000	税務調整 Δ100,000
管理諸費	309,000			309,000	
雑費	424,000			424,000	
支払利息	88,000			88,000	
固定資産除却損	5,100,000		4,600,000	500,000	
貸倒引当金繰入	40,000			40,000	
給食費	400,000		200,000	200,000	相殺 Δ100,000
合 計	107,789,000	0	5,223,000	102,566,000	

## 医療法人等の経費等の明細書の記載要領

この明細書は、次のように記載してください。

- 1 科目別に損益計算書の金額（税務調整がある場合は調整後の金額）を記載してください。
- 2 区分明瞭な経費は「社会保険分」と「その他分」に分けて記載します。この場合、「社会保険分」とは、社会保険等の診療報酬を得るために支出した経費をいいます。「その他分」とは、例えば事業税（事業税の還付金は当該年度の事業税と相殺する。）、有価証券の売却損、固定資産の譲渡、廃棄、滅失に係る損失、商品の販売収入に係る売上原価、患者外給食材料費等をいいます。
- 3 「区分困難な共通経費」には、上記 2 以外のすべての経費について記載してください。このうち、医薬品費、診療材料費等たな卸資産については、次の算式で計算した金額を記載してください。ただし、重要性の乏しいもので、その買入時または払出時に費用として処理しているものについては、その金額を記載します。

（期首たな卸高＋当期仕入高－期末たな卸高）